練馬区役所プラスチック削減指針

令和元年12月19日 1練環環第1636号

(目的)

第1 この指針は、練馬区(以下「区」という。)の事務事業におけるプラスチック削減 に関する基本的な事項を定めることにより、プラスチックごみの発生を抑制すること を目的とする。

(使い捨てプラスチックの削減)

- 第2 区は、使い捨て(通常一度の使用で役目を終えることをいう。以下同じ。)のプラスチック製品および包装容器の削減に重点的に取り組む。
 - 1 レジ袋
 - (1) 庁内の売店等では、使い捨てのプラスチック製レジ袋を原則廃止する。
 - (2) 物販を伴うイベント運営等では、あらかじめ区民等に対し、マイバッグの持参をチラシ等の手段により丁寧に周知し、使い捨てのレジ袋の使用を極力抑制する。
 - 2 ストロー 庁内の食堂等では、使い捨てのプラスチック製ストローを原則廃止する。
 - 3 ペットボトル

会議運営等における飲料提供では、使い捨てのペットボトルおよびプラスチック 製コップを原則廃止し、湯飲み、紙コップ、缶での提供またはマイボトルの持参を 基本とする。

- 4 啓発物品
 - (1) 啓発物品の調達では、使い捨てのプラスチック製品を原則廃止する。
 - (2) 包装は省略するものとする。ただし、製品の性質上、包装を必要とする場合は、プラスチック以外の素材を基本とする。
 - (3) 啓発用クリアファイルは、プラスチック製品の使用を極力抑制する。
- 5 使い捨て食器

イベント運営等における食品提供では、使い捨てのプラスチック食器の使用を極力抑制し、リユース食器や紙製食器等の使用を基本とする。

6 代替品

マイバッグ、マイボトルまたはリユース食器等の利用促進により、ごみの発生を抑制する。ただし、事業運営上、使い捨てのプラスチック製品および包装容器の代替品を必要とする場合は、つぎの順に検討するものとする。

- (1) 紙、木または金属等のプラスチック以外の素材
- (2) 生分解(自然界に存在する微生物により分解され、最終的に炭酸ガスと水に分解されることをいう。)プラスチック
- (3) バイオマス(サトウキビ等の生物資源を原料とすることをいう。)プラスチック
- (4) 事業運営上やむを得ず使い捨てプラスチックを使用する場合は、必要最小限に 留めるものとする。

(その他プラスチックの削減)

第3 区は、使い捨てではないプラスチック製品の文具等の調達について、区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書に基づき、紙等の素材または再生プラスチック等を使用した環境配慮製品を可能な限り選択する。

(プラスチックごみの適切な処分)

第4 プラスチックごみが発生した場合は、分別収集を徹底する。

(関連団体への要請)

第5 区は、外郭団体、公の施設の指定管理者、委託事業者および庁舎内で営業を行う 行政財産使用許可等の対象となる事業者に対して、区の取組に準じた対応を要請する ものとする。

(職員の率先行動)

第6 区は、職員に対し、マイバッグおよびマイボトルの使用等により、使い捨てのプラスチック製レジ袋およびストロー等について、受取を自ら辞退するよう、率先行動の促進を徹底する。

(取組の推進)

第7 この指針の取組は、練馬区環境マネジメントシステム運営要綱(平成13年4月24日 練環環発第12号)に基づく、練馬区環境マネジメントシステムの実施により推進する。 (指針の見直し)

第8 この指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものと する。

付則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。